

特定非営利活動法人FemLab

定款

特定非営利活動法人FemLab 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人FemLabという。ただし、「フェムラボ」と読む。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都狛江市岩戸北1丁目22番2号パークメゾン喜多見2号館202に置く。

(目的)

第3条 当法人は、女性が生涯にわたる健康履歴(以下「ヘルスキャリア」という。)を構築し、他者と共有する機会の提供を通じて、女性自身が自らの健康課題に対して主体的に向き合うための教育及び啓発活動を行う。これらの活動により、女性特有の健康課題の解決を支援するとともに、世代間での経験共有を通じて、健康上の理由による離職や不登校を未然に防ぎ、誰もが自分らしく活躍できる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) ヘルスキャリアに関する普及啓発事業
- (2) 女性のキャリア・ライフプラン支援・相談事業
- (3) その他目的達成のために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) アフィリエイト事業

3 前項に掲げる事業は、第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算

- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス。以下同じ。)により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録、SNSにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法、SNSをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。)によって、総会に出席し、表決することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録、SNSによる同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	久 家 幸 来	(田 中 幸 来)
副理事長	伊 勢 佳 那 恵	
理 事	田 代 愛 未	
監 事	大 山 真 璃	

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年12月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の

定めるところによる。

- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、入会金を支払った年度の年会費は無料とし、次年度以降も継続する際に年会費を支払うものとする。

(1) 入会金

正会員(個人・団体) 3,000円

学生会員 1,000円

賛助会員(個人・団体) 10,000円

(2) 年会費

正会員(個人・団体) 3,000円

学生会員 1,000円

賛助会員(個人・団体) 10,000 円/口 (1 口以上)

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 FemLab

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名	(フリガナ)		報酬の有無	役職名等
		氏名			
1	理事	ヒサイエ サツキ (タナカ サツキ) 久家 幸来 (田中 幸来)		無	理事長
2	理事	イセ カナエ 伊勢 佳那恵		無	副理事長
3	理事	タシロ アミ 田代 愛未		無	
4	監事	オオヤマ マリ 大山 真璃		無	
5					
6					
7					
8					
9					
10					

令和 8年度

事業計画書

特定非営利活動法人 FemLab

1 事業実施の方針

令和8年度は「社会への浸透と基盤構築」の年として、東京都内の学校現場およびオンラインにて事業を開始する。まずは女性が日常的に抱える健康やキャリアの悩みに寄り添う相談窓口を通じて、当法人の理念への共感を広げていく。

私たちが提唱する「ヘルスキャリア」は、既存の医療システムがカバーしきれていない「女性の一生」という長いスパンでの健康記録である。10代から更年期以降まで、女性の体は環境やライフステージによって劇的に変化するが、これまではその変化が点（断片的）でしか記録されてこなかった。

私たちはこの記録を「線（キャリア）」として繋ぐことで、個々の履歴に基づいた未来の予測と対策を可能にする。「体質だから仕方ない」と諦めるのではなく、過去の自分のデータから最適な解決策を選び取れる社会を目指す。一人ひとりのヘルスキャリアが、健やかな人生を歩むための確かな指針となるよう、事業を推進していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 2000 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
ヘルスキャリアに関する普及啓発事業	ヘルスキャリアの作成方法を指導することで、ヘルスキャリアの普及啓発を行う。	5月、8月、12月	東京都内の学校（高校、大学等）	10人	東京都の学校に通学している学生	15人×5回	1000
	個別に自身の抱える健康相談を行いつつ、データを収集する。このデータを蓄積していき、ビッグデータとすることで調査研究を行う。	4月以降隔月	東京の大学、オンライン	5人	東京都に居住する女性	100人	700
女性のキャリア・ライフプラン支援・相談事業	個別にキャリアやライフプランに関する相談を受けると共に、実例として様々な女性のキャリアやライフプランについて情報提供を行う。	4月以降隔月	大学、オンライン	3人	女性のキャリアやライフプランに関する一般市民	30人	300

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 0 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
アフィリエイト事業	ホームページやSNSアカウントを作成し、広告掲載を予定しているが、収益事業化は次年度以降を予定している。	次年度より実施予定	-	-	0

令和 9年度

事業計画書

特定非営利活動法人 FemLab

1 事業実施の方針

令和9年度は、前年度の成果を基盤として活動範囲を全国へと拡大する。特定非営利活動法人としての公共性を活かし、各自治体との連携を深めることで、公立学校や地域コミュニティを拠点とした事業展開を推進する。

継続的な相談窓口の運営に加え、本年度は「ヘルスキャリア」の構築を通じた教育・啓発活動に重点を置く。ヘルスキャリアの作成プロセスは、利用者が自らの健康状態を客観視し、ヘルスリテラシーを向上させるための有効な手段であることが実証されている。これまでに蓄積された調査研究の内容を元に、情報提供も行っていく。

この取り組みを通じて、利用者が将来の健康リスクを予見し、主体的な対策を講じる能力を養うことを支援する。これら一連の活動を広く普及させることで、健康課題に起因する離職や不登校といった社会的な機会損失の未然防止に寄与していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 2300 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
ヘルスキャリアに関する普及啓発事業	ヘルスキャリアの作成方法を指導することで、ヘルスキャリアの普及啓発を行う。	5月、8月、12月	日本の学校(公立大学、公立大学等)	10人	学校に通学している学生	15人×5回	1000
	これまでに得られたデータを元にした調査研究の内容に基づき、情報提供を実施する。	4月以降隔月	東京の大学、オンライン	5人	女性の健康課題に関心のある一般市民	100人	1000
女性のキャリア・ライフプラン支援・相談事業	個別にキャリアやライフプランに関する相談を受けると共に、実例として様々な女性のキャリアやライフプランについて情報提供を行う。	4月以降隔月	大学、オンライン	3人	女性のキャリアやライフプランに関心のある一般市民	30人	300

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 0 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
アフィリエイト事業	作成したホームページ、SNSアカウントに広告掲載したり、情報を有料配信したりすることで事業収益を得る。	随時	ホームページ、SNS	1人	100

設立・定款変更用

令和8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人

FemLab

（単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
【A】 経 常 収 益					
1 受取会費		50,000		0	50,000
正会員受取会費	30,000				
学生会員受取会費	10,000				
賛助会員受取会費	10,000				
2 受取寄附金		1,000,000		0	1,000,000
受取寄附金	1,000,000				
施設等受入評価益	0				
3 受取助成金等		1,000,000		0	1,000,000
受取補助金	1,000,000				
4 事業収益		350,000		0	350,000
ヘルスキャリアに関する普及啓発事業収益	200,000				
女性のキャリア・ライフプラン支援・相談事業	150,000				
アフリエイト事業収益			0		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息	0				
経 常 収 益 計		2,400,000		0	2,400,000
【B】 経 常 費 用					
1 事業費					
(1) 人件費		1,450,000		0	1,450,000
給料手当	1,200,000		0		
役員報酬	100,000		0		
退職給付費用	0		0		
福利厚生費	150,000		0		
(2) その他経費		550,000		0	550,000
会議費	300,000		0		
旅費交通費	150,000		0		
施設等評価費用	0		0		
減価償却費	0		0		
広報費	100,000		0		
事業費計		2,000,000		0	2,000,000
2 管理費					
(1) 人件費		50,000		0	50,000
役員報酬	0		0		
給料手当	0		0		
退職給付費用	0		0		
福利厚生費	50,000		0		
(2) その他経費		280,000		0	280,000
消耗品費	50,000		0		
水道光熱費	50,000		0		
通信運搬費	80,000		0		
地代家賃	100,000		0		
旅費交通費	0		0		
減価償却費	0		0		
管理費計		330,000		0	330,000
経 常 費 用 計		2,330,000		0	2,330,000
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①		70,000		0	70,000
【C】 経 常 外 収 益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経 常 外 収 益 計		0		0	0
【D】 経 常 外 費 用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経 常 外 費 用 計		0		0	0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②		0		0	0
経 理 区 分 振 替 額・・・③					
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②+③・・・④		70,000		0	70,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ④－⑤+⑥					

令和9年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人

FemLab

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
【A】 経 常 収 益					
1 受取会費		80,000		0	80,000
正会員受取会費	40,000				
学生会員受取会費	20,000				
賛助会員受取会費	20,000				
2 受取寄附金		1,000,000		0	1,000,000
受取寄附金	1,000,000				
施設等受入評価益	0				
3 受取助成金等		1,000,000		0	1,000,000
受取補助金	1,000,000				
4 事業収益		700,000		100,000	800,000
ヘルスキャリアに関する普及啓発事業収益	400,000				
女性のキャリア・ライフプラン支援・相談事業	300,000				
アフリエイト事業収益			100,000		
5 その他の収益		0		0	0
受取利息	0				
経 常 収 益 計		2,780,000		100,000	2,880,000
【B】 経 常 費 用					
1 事業費					
(1) 人件費		1,750,000		0	1,750,000
給料手当	1,400,000		0		
役員報酬	200,000		0		
退職給付費用	0		0		
福利厚生費	150,000		0		
(2) その他経費		550,000		0	550,000
会議費	300,000		0		
旅費交通費	150,000		0		
施設等評価費用	0		0		
減価償却費	0		0		
広報費	100,000		0		
事業費計		2,300,000		0	2,300,000
2 管理費					
(1) 人件費		50,000		0	50,000
役員報酬	0		0		
給料手当	0		0		
退職給付費用	0		0		
福利厚生費	50,000		0		
(2) その他経費		350,000		0	350,000
消耗品費	50,000		0		
水道光熱費	50,000		0		
通信運搬費	100,000		0		
地代家賃	100,000		0		
旅費交通費	50,000		0		
減価償却費	0		0		
管理費計		400,000		0	400,000
経 常 費 用 計		2,700,000		0	2,700,000
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①		80,000		100,000	180,000
【C】 経 常 外 収 益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経 常 外 収 益 計		0		0	0
【D】 経 常 外 費 用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経 常 外 費 用 計		0		0	0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②		0		0	0
経 理 区 分 振 替 額・・・③		100,000		-100,000	
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②+③・・・④		180,000		-100,000	80,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ④－⑤+⑥					110,000

特定非営利活動法人FemLab 設立趣旨書

日本は、世界のジェンダーギャップ指数において148か国中118位ととても低く、先進国と呼ばれる国々の中では最下位クラスです。「政治」と「経済」においては特に男女差は顕著であり、女性がまだまだ政治に参加できていなかったり、労働において不平等な環境に置かれていたりする状況にあります。

このような不平等が生じる背景には、様々な要因があるものの、そのうちの一つが女性特有の健康課題にあると考えています。女性は10歳前後になると初潮を迎え、その後50歳前後で閉経するまでの40年間、月経が毎月起こります。月経時に伴う出血や下腹部痛はもちろんのこと、月経前に起こるPMS症状も含めると、月経期の女性が不調を来していない時期は男性のそのの半分以上と言われています。月経のみならず、妊娠、出産も女性が抱える健康問題です。女性が社会進出することに伴い、晩婚化が進み、妊娠、出産に苦勞する人々も増えてきました。このような健康課題に直面した際、なすすべもなくただ耐えて、耐えきれずに休学や休職をし、そのまま社会からドロップアウトしてしまう女性も多いです。

このような課題に対して、私たちはあらかじめ自分の体に起こりうる問題を先回りして知り、対策を講じること、これらの健康課題を軽減できるのではないかと考えています。例えば不妊治療については、もっと早い段階で知っていれば、そんなに辛い思いをしなくて済んだのにといい声をよく聞きます。そのため、先々の自分の人生を考え、今の自分が将来の自分のためにできることをしておくことで、より能動的に自分の人生を生きていけるようになると思います。

私たちは、これまでもこのような女性の健康課題に関する声を多く集めてきました。学生などの若い世代の方からは、「これって妊娠したのでしょうか」「ピルを飲むと将来妊娠できなくなるんですか」と言った相談があり、30歳前後の女性からは「私は妊娠できるのでしょうか」「不妊治療は大変でしょうか」「PMSがひどくて仕事に支障が出ています」と言った声が寄せられ、更年期が近い女性からは「これって更年期でしょうか」「病院はどこに行けば良いのですか」と言った相談が寄せられました。このような女性達に、何を見れば自分の体の状態が異常かどうかわかるか、どういうところにどのように相談したら良いか、実際はどのようなことをやるのかなど、具体的なアドバイスを行うことで、気持ちが安心して、状態もよくなっていました。

特定非営利活動法人となった暁には、これまでの相談ベースの活動を中心に行いつつ、女性の健康傾向を捉えるためのデータ収集を行うことで、さらに多くの女性が抱える健康課題にアプローチできるのではないかと考えております。加えて、「ヘルスキャリア」という、これまでの健康状態を振り返る取り組みを行うことで、今まではあまり考えていなかった自身の体について客観的に捉えることで、能動的に自身の体や人生について考えていけるようになるのではないかと思います。これらの活動は困っている女性達を助けるために行いたく、女性達には無償ないしは格安で提供したいと考えております。女性達が、ただ耐えて、耐えて、耐えきれなくなったら辞めてしまう社会ではなく、そんなに苦しんで耐えなくても良い方法を見出し、社会からドロップアウトすることなく、女性が「女性として生まれて良かった」と思えるような社会の実現を目指します。

令和 7年 11月 22日

設立代表者

氏名 久家 幸来
(田中 幸来)